

A trial of the improvement of a lesson in law education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4427

法学教育における授業内容・方法改善の試み －法科大学院創設にあわせて－

青野透

要旨：法科大学院創設を前に、法学教育の改革が進んでいる。教育改革は常に教育効果を中心とし、具体的に考える必要があり、授業内容と授業方法の改善がともに求められている。筆者は平成15年度に金沢大学法学部専門科目「裁判制度」を担当（15回中5回担当）するにあたり、内容・方法に工夫を試みた。受講生アンケートにより、①環境問題や医療問題等、従来の法制度では対応が困難で、かつ法的な問題解決が求められている社会問題を題材にすることは受講生の関心を集めやすいこと、②「ミニッツペーパー」を使用して授業時間内に授業のまとめを各自にさせることは授業内容の理解を深め、その内容を次回に紹介することは他の受講生の意見がわかつて参考になること、③プロジェクトを使った授業は受講生に比較的受け入れられやすいことが判った。法科大学院を含む法学教育改革の参考資料として提示する。

キーワード：法学教育、授業改善、ミニッツペーパー

内容：1 法科大学院創設と法学教育改革

- 2 「裁判制度」の目的と授業企画—専門として、教養として—
- 3 「裁判制度」の内容—動物裁判と医療裁判—
- 4 「裁判制度」における授業方法—ミニッツペーパーを中心に—

1 法科大学院創設と法学教育改革

司法制度改革の大きな流れの中にあって、大学における法学教育のあり方も変革を求められている。特にこの数年、法曹教育に特化した実践的な教育を行う法科大学院の構想にあわせて、議論が盛んに行われてきた。

文部科学省の「法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会議」におけ

る議事要旨（第10回、2000年3月17日）には、「新しい法科大学院制度を検討するに当たっては、学部の教育内容、大学院の教育内容の仕分けをさらに詰める必要がある」との指摘がある。そして、内閣に設置された司法制度改革審議会が同年11月20日に発表した「中間報告」においては、「これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッショナルとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある」とされ、この表現はそのまま翌年6月12日の最終的な意見書にも残された。

これらと並行して、法学教育の担当者自身によっても、法学部が果たしてきた従来の役割をどのように評価し、今後どう発展させていくかという問題が論じられた（例えば、広渡清吾「法曹養成と法学教育の行方」『学術の動向』2000年5月号）。法学専門雑誌も『法律時報』894号（同年7月）が「法科大学院構想と法学教育」という特集を組むなど、法科大学院構想は、これまでの大学における法学教育のあり方を厳しく問うことになった。ちなみに、金沢大学法学部でも同年12月、高校生、保護者、金沢大学在校生を対象に「金沢大学における法学教育に関するアンケート」を実施（その結果については <http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/> で公開）したが、各大学とも学部教育の見直しに向けた取り組みをこの時期以降、本格的に始めたと思われる。

その後、中央教育審議会が2002年8月5日に公表した「法科大学院の設置基準等について」（答申）は、「法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される」と指摘した。法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うため、学部段階では多様な教育

プログラムの展開が考えられ、「法学部が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能のいっそうの充実」を答申は求めたのである。こうして、議論の焦点は、改革の必要性の指摘にとどまらず、新たな学部教育における具体的な内容の提示へと移ってきた。

すでに10年以上前、法学部における法学教育とは何を目的とするものなのかについて、西尾勝「法学教育の目的と方法」(『IDE 現代の高等教育』348号、1993年、29ページ以下)は次のように指摘していた。

—これまで日本の法学部で行われて来た法学教育の目的は、スペシャリストとしての法曹養成ではなくジェネラリストとしての社会管理者養成であった。幅広い法律科目の教育が施されて来たのであり、政治学の科目もそこに取り込まれた。育成しようとしているのはリーガル・マインドであり、伝えようとするのは、個人間の紛争から国際間の紛争にまで至る、ありとあらゆる紛争を予防し、或いはこれを解決するための技術である。

このような技術は、社会状況の変動に自らを柔軟に適応させて行くものでなければならぬのであり、社会制度の流動性ないし可塑性を認識させる最良の方法は、歴史を教えることと各国間比較を教えることと考えられた。法学部カリキュラムで、法制史その他の歴史科目、また外国法等が採用されているのもこのためである。日本の法学教育の目的については、これに基本的な変更を加える必要は認められないであって、改善を要するのは、法学部教育の方法の側面である—

その後、法学教育の目的さらには教育方法について、多くの大学では、法科大学院構想が現実的になってようやく、改革論議が始まったというわけである。

「法学部での法の専門教育と法科大学院の学びはプロセスとして把握されてよい」との指摘もある(山崎敏彦「学部・大学院における法学教育の今後の在り方」『パテント』56巻2号、2003年、27頁)。これまででは、法科大学院がどこの大学にまた何名の定員で誕生するかも不透明であったこともあり、

それぞれの大学で法科大学院ができるなどを前提としたカリキュラム改革を直ちに実施するには困難な状況にあった。しかし、法科大学院が設置される大学が確定した昨年末からは、法学部教育が法科大学院での教育とあわせて議論される必要性がはっきりと生じたのである。

このうち、法科大学院の教育についてはその評価がこれまでの法学部の教育以上に、厳しく行われることが予想される。ここではそれを論じることはできないが、先行する専門職業教育においても種々の動きがあることを、医事法研究者の立場から紹介しておきたい。

専門職業養成と学部教育について、例えば薬学教育に関し、林一著『日本の薬学教育』（日本評論社、2000年）は次のように指摘する。「大学では研究と教育は一体であるといわれるが、専門職の教育を行う機関では、そういえるためには、その研究が専門職能を対象とするものでなければならない。それによって現場の技術者と研究者の間に生き生きとした交流が成り立つ」（215頁）。さらに、「日本薬剤師会が、薬剤師の業務としての必要な研究・調査活動に関する大学との連携を提唱し、薬学教育を改革せよと主張するからには、目標とする基準があるはずだ。それにもとづいて、おのおのの薬科大学がどれだけ近づいているのかが評価できるはずだ。薬剤師会が薬学教育評価基準を発表し、それを実施するための機構を発足させる」（226頁）よう提案している。

また、医学部教育については、「医学教育から医療教育への転換、それはかつての医学専門学校への回帰であって大学教育には相応しくないと慨嘆される方もあるようであるが、そうではあるまい。大学の新しい使命と捉えるべきである」（杉森甫「医学教育におけるパラダイムの転換」『医学教育』34巻1号、2003年2月、1頁）との見解が一般的である。筆者自身、こうした観点から「医学教育における移植医療の位置付け」と題する報告を、第35回日本医学教育学会大会（2003年7月）において行った。

以上瞥見しただけでも、いずれの専門職養成においても実践に結びついた

教育が求められており、学問研究の成果だけを伝えるタイプの授業に対しては、厳しい批判があることを確認できる。「法学部教官の中には、特に基本科目担当教官には、医学部教育のような実務教育を重視することによって、学生を司法試験予備校から取り戻したいという欲求があったであろう。ここに、法科大学院の構想の出発点がある」(村上政博『法科大学院』中央公論新社、2003年、p.viii) のであれば、なおさらである。

すでに大学教育全体について、大学教師が研究だけを偏重することなく、教育に一層力を注ぐべきことが大学審議会の答申などによっても要求されている。「学問の自由」は大学教員の「研究」についてのみならず「教育」についても言えるのであり、法学部のカリキュラムや教育方法についての大学の自治もそれが起点となる。いずれにしろ、法学部+法科大学院という法学教育の新たなシステムの中で、そのカリキュラム、教育内容そして方法がいかなるものであるべきかは、他の領域の専門家養成システムをも参考にしながら、今後時間をかけて検討しなければならない。

今の時点でいえることは、学部での法学教育については、法曹教育にとどまらず多様なニーズが認められることから、複線的できめ細かな法学教育システムを導入することが必要だということである。

今後の法学教育は、一方では、法科大学院に進む志向をもった学生たちを中心にして、広範な法律専門家を社会に送り出すための高等教育として位置づけられる。法曹の隣接業種（司法書士・弁理士・税理士・行政書士・社会保険労務士等で約15万人）の多くが法学部出身者と思われ、社会の秩序形成において法の果たす役割をより適切なものにするためには、法曹教育に直結しない学部段階での教育にも大きな変革が必至である。教員の教育への取り組みにはこれまで以上に学生の職業的将来への配慮を必要とする。

他方、従来どおり、いわゆる「リーガル・マインド」をもった市民、民主主義を担う法的素養をもった市民を養成することが法学教育のもう一つの狙いとなる。司法試験の合格者数に大幅な増員が見込まれるとしても、法学部

学生の圧倒的多数が「法曹」と直接に関わらない職業的進路を選択することも忘れてはならないのである。

もちろん、法学部での教育は、職業教育それ自体ではない。社会に対する批判的、創造的な判断能力を養うべきであり、法学教員の学問の自由に基づく創造的な研究活動がここでこそ活きてくる。教員自身、法学教育のあり方を再検討するなかで、自己の研究者として教師としてのプロフェッショナル性について問うことを余儀なくなされている。授業改善もそこから始まる。

本来、他大学と異なる個性的なカリキュラムを創出するのは、それぞれの大学の社会的評価を高める直接的な手法である。各大学そして法学部があらかじめ定めた教育目標に即した、市民、企業人、公務員にとって必要な法的知識と法的なものの考え方の教育ということになる。例えば、金沢大学では、全学の教育の理念として掲げた「課題探究能力を持った国際的教養人の育成」を、法学教育を通して具体化していくことになろう。ただし、法学部のような伝統的な学部のカリキュラム改革は、根本的な改革に至らない場合がこれまで多かった。現在いる教員の専門研究に合わせてカリキュラムを立てねばならないという制約にとらわれれば、抜本改革は覚束ない。こうして、法科大学院設置を見据えた法学教育改革実施のためには、カリキュラムの見直しやシラバスの充実だけでなく、各々の科目内容それ自体の見直し、そして授業方法の工夫が必須といえるのである。

2 「裁判制度」の目的と授業企画－専門として、教養として－

金沢大学の「裁判制度」（2単位科目）については、法学部規定で「法学概論、公共システム概論、裁判制度及び国際法務入門のうちから6単位を修得しなければ、演習を履修することができない」と定めている。演習は必修であるため、ほとんどの法学部が受講する選択必修科目として開講されている。

この間の事情を、金沢大学法学部「大学院法学研究科改組に関するワーキンググループ」が2000年2月に出した「法学教育の将来構想」では、以下の

ように解説している（<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/doc/lawschl.pdf>）

－「法律学の基礎的素養の確実な養成」が大学の法学教育において求められている現状よりして、学部段階において法律学的素養の基礎を固めることを最大の目的として、いくつかのカリキュラム改革を行い、そのなかで、1年後期に「裁判制度」「犯罪学」「私法原論」等の科目を置き、早い時期に各法分野の大まかな全体像を学生に提示することによって、それ以降の授業の理解を助ける工夫を行っている。－

具体的には、「裁判制度」15回の授業を3名の教員が担当し、訴訟法科目担当者に加えて基礎法の講座の教員も担当する。平成15年度は、専門科目として法思想史を担当する筆者が5回分を担当することとなったわけである。

アメリカでも「ロースクール志願者は、一般にプロフェッショナリズムについてよく知らない。すなわち、正確にはどのような仕事が含まれるのか・・・知らない。ロースクール学生は、法学教育の受動的消費者になりがちである」

（宮澤節生・大坂恵里『法学教育改革とプロフェッショナリズム—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』三省堂、2003年、221頁）と言われている。日本での法学教育の見直しにさいしても、法科大学院創設を前提に、学部教育段階で、学生たちが法曹となつたさいに活躍の場となる裁判についてこれまで以上に正確な知識を持たせることが求められたわけである。

法学は紛争解決のための学問でもある。紛争を解決するためのルール作りが法学の一つの使命である。大学の法学教育においても、何らかの形で実務を念頭においた教育を試みるべきである。実務の現状を批判するためにも、実務を離れた理論はありえないことの再確認が必要であり、「裁判制度」もその過程で適切に位置づけられることになる。

さて、この科目は制度上、他学部学生も教養的科目として受講可能である「開放科目」に指定されており、実際に他学部生が受講している。彼ら・彼女たちにとっても、文字通りリベラルアーツとしての意義が大きい科目と考えてよい。教養としての「裁判制度」についてここで考察しておく。

背景に、実際生活における法の役割の増大がある。学生たちは、法と裁判に関する基本的な知識を得、基本的人権を守るために法と裁判が果たしている役割を知ることによって、自分と他人の権利を守る方法を学ぶことになる。在学中そして卒業後、社会人として生活していく中で、交通事故、家庭内の問題、仕事上の問題など、様々なトラブルに巻き込まれる場合が出てくる。従来そのようなトラブルに出会っても、多くの市民は、紛争を正当に解決する方法を見つけることができず、泣き寝入りせざるをえないのが実情であった。大学を含めて学校教育において、自分の基本的人権や権利を守る方法を教えられてきていない。例えば児童虐待やDVの防止には、人権実践教育が不可欠であるが、高校までの社会科の教科書には、憲法の人権保障のカタログは紹介されていても、人権や権利を確保するための具体的な手段・方法までは教えていない。これまでほとんどの学生たちは、弁護士に相談する方法さえ知らないまま、社会へと出ていったのである。

規制緩和が進められる中で、社会的紛争に対処するための方法として、行政による事前規制から、司法による事後の救済を重視する動きも顕著である。市民が主権者として、法や裁判と自覚的に関わらなければならない場面はますます増えてくる。政府の司法制度改革審議会でも、国民が統治の主体であるとの意識を持って司法と関わることの重要性が指摘された。このようなかで、主権者となる学生たちに、自分の人権や権利を守るために必要な、最低限の法的知識や法的思考能力を身につけさせることは、緊急の課題となってきた。

加えて、裁判員制度の導入が予定されている。2002年3月19日に司法制度改革推進計画が閣議決定され、その中で示された「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」について2004年通常国会に法案が提出されることになっている。現在、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会で具体的な内容が検討されている。ここでは、法制史専門家による「裁判は、官吏たる職業裁判官に委ねるべきだとする考え方も根強いが、はたしてそれで国民が納得

する社会正義が実現できるのか。これはきわめて疑問である。法技術にすぐれていても社会経験に乏しい裁判官では国民を納得させられないからである」（佐藤篤士「司法と民衆」佐藤篤士・林毅編『司法への民衆参加—西洋における歴史的展開—』敬文堂、1996年、211頁）との指摘のみを引用しておく。

卒業後、企業人となる場合であっても、「これから企業防衛実務では法務担当者が重要な地位を占めることになる。その理由は『司法社会』が到来するからである。『司法社会』の特徴は二つある。第一はトラブルの解決基準が明確にルール化されていること、第二はトラブルの解決手続きが透明であることだ」と指摘されている（中島茂『企業防衛の法務』丸善、1998年、9頁）。

近代の裁判制度は、形式性、手続きの複雑性、専門性のゆえに一般人にわかりにくく親しみにくい。にもかかわらず、法への関心は高まっており、日弁連法務研究財団が2000年7月より始めた法学検定試験には第一回で1万9千人近くの受験があった。法曹とならない多くの受講生にとっても、裁判制度を学ぶ意義は大きいといえるのである。

さて、筆者は大学における授業企画・授業内容・授業方法について、新潟大学大学教育開発研究センターFD研究会（2001年3月）、東海高等教育研究所研究会（2002年7月）、明治大学情報科学センター情報教育研究会（2002年11月）、佐賀大学全学教育センター特別講演会（2003年3月）などで報告を行ってきた。

これらの報告で指摘したことは、学生たちは関心のない授業には熱心な受講態度を示さない、いかに学生たちの知的好奇心に応える内容とするかが大切であるということであった。これは必修科目にも当てはまることがある。学部の従来からの中心的科目であっても、教科書を棒読みするだけの授業で学生がついてくるはずはない。毎年同じ事例を紹介するだけで学生が満足していると考えるのは、必修科目だから仕方なく受講しているという学生たち

の実情を知らない教員の怠慢でしかない。企画段階での内容・方法の吟味が必要である。講義室で対面する学生たちがどのような前提知識をもち、どのようなテーマならば関心をもって聞くか、どのような教材提示装置などの機器がそのために最適かを教員はあらかじめ考えねばならない。

これまで教養的科目の法学関連の授業では、筆者は積極的に判例を取り上げてきた。また法学部の他の専門科目「法思想史」では、歴史的に有名な裁判、たとえば、ソクラテス裁判を分析し、魔女裁判やガリレオ裁判について言及してきた。裁判抜きで法や権利を語ることはできない。裁判は、国家機関としての裁判所によって行われる国家法の最終強制手続きであり、法とは何か、権利とは何かを具体的に考えるためには、判例紹介が最も適している。

古代エジプト文明の例を出すまでもなく、裁判は紛争があるところ、つまり人間社会一般に存在する。裁判のために定められた諸制度、だれが、どこで、いつ、いかなる手続きに従って争いの当否を判断するかは、歴史的条件によって異なるが、争いにおいて当事者が主張の根拠として法規範を援用することによって法的争点が形成され、争いは法的争いとなる。裁判によって与えられた結論は最終的な決定として扱われ、必要な場合には権力装置を用いて強制的に実現することが許される。裁判は法の運用に不可欠の要素であり、その意味で裁判は司法とも呼ばれるのである。

西洋では伝統的に、法的根拠に基づく利益の主張を国民が公然と行うことは当然のこととされ、支配者が公正な裁判によってそれを保護することは支配体制の正当性を支える基本的要請とされてきた。1789年のフランス人権宣言は、三権分立、すなわち行政権・立法権から独立した裁判所の存在が憲法の基本原則の一つであることを宣言した。日本国憲法でも当然のごとく、国民には、すべての法的争いを正規の裁判所に訴え、原則として公開の裁判を受ける権利が保障されている。

裁判制度上、判断の規準とされる規範が客観的な形で存在すること、および判決にはそれに基づいた理由が付されることが要請されている。弁論をと

おして、より公正・適切な判断を追及することが可能である。これにより法的判断の予測可能性をもたらしうるため、裁判制度はとくに多様性と流動性に富んだ近代社会の秩序維持に適合した制度である。筆者はこのことを、大学教育のあらゆる場面で強調してきた。

さて、法学とは優れて人間学である。2千年前、キケロは「人間には本来なにが与えられているのか、人間どうしの本来の結びつきとはなになのかーそういうことは、ほかのどんな種類の議論においても明らかにはならない。しかし法なるものの根源をみいだすための議論では、まずこういう問題が明らかにされねばならない」（中村善也訳「法律について」『世界の名著一三』中央公論社、1968年、134頁）と指摘した。法はどうあるべきかを考えるためにには、社会とは何か、その社会を構成している人間とは何かを必然的に問うことになる。したがって、「裁判制度」を通じて具体的な判例を学ぶ学生たちにはつねに、みずから社会認識や人間観の問い合わせしつけられることになる。文字通り教養が問われることになったはずである。

（ちなみに、シラバス上では、日本人の裁判観という項目も挙げておいたが、私の担当第一回目のいわゆる第二シラバスの説明では、受講生の反応次第では時間的にこの項目の説明が難しくなることも告げておいた。結局時間が足らなくなり、講義ができなかつたが、このテーマについては、授業の第12週めに、井ヶ田良治・同志社大学名誉教授による「日本人は裁判嫌い？」と題する特別講義が行われた。）

3 「裁判制度」の内容—動物裁判と医療裁判—

およそ教育である以上、学生に対する教育の効果を重視せずに講義・演習を行うことはできない。受け取り手の理解度を確認しながら授業を進める必要があり、「裁判制度」では筆者は意図して、新しい訴訟ばかり数十件を紹介した。医療訴訟については医療水準の問題もあり、古い判例を紹介しても学生たちの関心を惹くものとはならないからである。講義前日に報道された

判決を採りあげた回もある。

最初にとりあげたのは、動物も原告となる訴訟である。その一つは、ジュゴン訴訟であった。2003年9月に「ジュゴン、普天間代替で危機、米国防総省を提訴」とのタイトルで報道された事例である。沖縄県名護市で計画が進む米軍普天間飛行場代替施設建設で、国の天然記念物ジュゴンが絶滅の危機にさらされるとして、日本と米国の環境保護団体が、米国防総省などを相手にジュゴン保護を求める訴訟を米カリフォルニア州の連邦地裁に起こし、原告には沖縄周辺海域を生息の北限とするジュゴンが含まれていた。

アメリカ合衆国の自然保護のための法律「絶滅の危機にある種の法」(1973年制定)には市民訴訟条項がある。すなわち、絶滅のおそれのある種に対する侵害行為に対して、誰でも自然の権利を代弁できることが明記されている。78年にはハワイ州で、パリーラ(鳥類)が原告となった裁判において、原告をパリーラと表示したままで勝訴判決が言い渡され、話題を呼んだ。

日本では、1995年2月に提訴された奄美自然の権利訴訟が、「動物が人間を訴えた！？」と報道され、注目を集めた。この裁判では、アマミノクロウサギなどが、ゴルフ場建設に反対して、訴状の原告欄に名を連ねた。このように原告名に動植物や自然物そのものを連ねたり、象徴的に取り扱う自然保護訴訟が相次いでいる。多くの人に分かりやすい、一緒に考えてもらえる裁判にしたいからというのが裁判を起こした人々の発想である。代弁する側が、自分の主觀でただ「かわいそだから」と主張しても説得力はない。具体的な事実、つまりどんな生息条件が揃っているから、その生き物が暮らし続けていられるのか、開発によってその生息条件が整わなくなったとき、その生き物が種として存続できなくなる危険性がどの程度あるかを、科学的に立証することなどが必要とされる裁判である。

日本では原告になる資格が非常に厳しく制限されている。既存の法規範体系の中では予定されていなかった争点が発生すること、その場合には裁判をおいて新たな法規範が創造されざるをえないことを講義で明らかにした。

裁判制度も可変的なものであることの認識を受講生に求めたのである。

次に焦点をあてたのは、医療裁判である。医療関係の訴訟が増えている。最高裁のまとめによると、全国の件数は93年度の442件から02年度の896件と、10年間で倍増している。前立腺がんの腹腔鏡手術で経験がほとんどないにもかかわらず無謀な手術を強行したとして慈恵医大の3名の医師が逮捕され、その後（2003年10月15日に）業務上過失致死の罪で起訴された事例は、トピックなものとなった。

医学的適法性、医療技術の正当性、患者の自己決定権、この3つの要件を満たして、初めて医師の治療行為は正当なものとなる。慈恵医大の例は、医療水準に達しない診療は、医療技術の正当性の要件を欠く行為として、法的な責任を問われる典型例となる。

医療訴訟に関連して、次の点を特に強調した。諸外国では、医療の質を向上させるため、基準に満たない医師に対する処分は厳しく、例えば、アメリカでは毎年1500人を超える医師が免許を取り消されている。これに対して、日本の場合、医道審議会の最近数年間の処分件数は年間50件未満で、免許取り消しは数件程度である。処分理由は診療報酬の不正請求、脱税、といった金銭上の犯罪が目立ち、医療行為の適切さを判断する仕組みは確立されていない。そもそも医師免許に更新システムがあるアメリカなどでは、事故を起こした医師に再教育を義務づける制度があるが、日本にはそれもない。

裁判で事後的に対応することよりも、事故発生を未然に防ぐ取り組みが大切なことは明らかである。裁判制度の考察は他の制度とトータルに考えねばならないことを授業で強調したのである。

4 「裁判制度」における授業方法—ミニッツペーパーを中心に—

筆者にとっての最初の授業の冒頭で学生たちに問いかけた。〈これまでの授業内容をもとに、裁判の定義を試みなさい。裁判とは・・・である、とノートに書いてみなさい〉。学生たちはすでに、実務家出身の教員による4回の

授業の後をうけていたからである。ノートに書かせたあとに、十数人の学生に具体的に尋ねることも試みた。

そして、5回の授業をした最後に再度尋ねた。<裁判の定義を試みなさい。裁判とは・・・である。その定義と、ほぼ一ヶ月前に書いた裁判の定義とはどう異なっているか。確認しなさい>。学生たち自身が行う到達度チェックであった。

教養的科目として受講する他学部生は、裁判について、権利について学ぶのはこれが最後であろう。「学ぶとは変わること」、これは著名な教育学者、林竹二の言葉である。そこには実践につながる知識をという強い信念も反映している。筆者は、学生たちが裁判について権利について可能な限り正確な、そして豊かな認識をもった社会人となるべく教える、それが「裁判制度」という授業の目的であると考えた。このためには、学生が授業の趣旨をどれほど理解したかを毎回の授業でその都度確認する必要があった。

最後の試験にならなければ理解度が確認できない授業は独り善がりのものでしかない。学生たちが求めているのは、教授達が行っている高度な内容の学問を、自分達に分かる言葉で説明してもらうことであり、内容がいかに優れたものであっても伝わらなければ意味はない。そして、情報伝達の方法は、情報の受け取り手の能力に応じて工夫されなければならない。そのための手法として筆者がこの授業で採用したのがミニッツペーパーである。

ミニッツペーパー（以下「MP」と略）については、より具体的な実践報告が参考になる。例えば、第51回中国・四国地区教養教育研究会において、「大講義におけるミニッツペーパーの活用可能性」と題する報告（報告者：南学・松山大学）があり、その内容が、山口大学大学教育センター『センターだより』第4号、2003年、11頁以下に紹介されている。

ミニッツペーパーとは、授業の終了時に学生に書かせる簡易のアンケート・感想カードなどのことを指す。大講義における授業運営上の問題点として、1) 一人一人の学生との意思疎通が困難になる、2) 授業の理解度など

の把握が困難になる、3) 学生が授業に参画しているという責任と実感が希薄になる、などがある。こうした問題への対応策としてミニッツペーパーが一定の効果を持つ。

教員側の効用として、授業理解度の確認、誤解の解消、事前知識の調査、そして授業方法の改善にそれぞれ利用できること、授業運営上の効用として、「出席の代用」「授業に対して能動性を引き出し、動機付けを高める」「授業の導入・復習の機会」「教員の熱意の伝達」「時間の調整」など。学生側の効用として、「気軽に質問ができる。また、回答が得られる」「授業を振り返る機会・時間をつくる(復習)」「感想を書くために授業に対する態度が真剣になる」「他の学生の意見を知る機会がある」――

授業評価は、学生が受講した授業の内容や教授法に対して定められた形式に従って評価するものである。教員は、その結果をもとに授業の改善を試みるもので、通常半期単位の授業の最終回で実施される。現在多くの大学で行われているこの授業評価に関しては、<最後の授業の一回限りでは、実際に評価した学生への授業改善のフィードバックはなく、教員のみに有用な授業評価である><学生には実際にどのような授業改善が行われたかが不明であり、学生の授業評価への動機付けや意識は低い>という点が問題として指摘されている。

こうした点を改善する取り組みの一つが MP であり、東海大学がいち早くその取り組みを始めたとされるが(安岡高志、他「Minute Paper」『東海大学紀要 教育研究所 教育工学部門』第4号、1991年、39-43頁)、近年の FD(ファカルティ・デベロップメント)への取り組みのなかで、MP による授業改善に注目が集まっているのである。

英語の minute には「分」、「瞬間」、「覚書き」のほかに「ささいな」という意味があり、「手軽なチェック・ペーパー」と訳すことができる。MP に記入することにより学生は評価のしかたを学ぶ。そもそも実力の時代、競争の時代は、評価の時代もある。他者を正しく評価する力が、学生たちには

必要である。そして教員は評価結果から教育を改善する方法を学ぶ。年に一回、しかも突然行われる「学生の授業評価」よりも厳格で公正・公明な授業評価が教員にとって必要である。

MP の最大の目的は、授業が終わった直後に受講生が今の授業内容を再確認し、疑問点を教員に伝えることにある。受講生自身で自らの授業態度を評価することも可能である。教員と学生が1枚のペーパーを通して意思疎通を図り、学生参加型の授業を作り上げることができる。教える授業から学ぶ(=予習する・復習する)授業へ転換するための工夫である(田中越郎、他「東海大学医学部における“ミニッツペーパー”を用いた学生による授業評価の効用」『医学教育』33巻3号、2002年、参照)。

多くの授業では最近、出席点を評価要素に入れるようになっている。だが、出席をただとるだけでは意味がない。MP に要点、感想、質問等を記入させ回収すればよい。クイズ形式の小テストに答えさせることも可能である。出席していても寝ているだけでは答えられない。単位認定の要素として出席を入れるためにには回数だけでなく、本来どのような出席であったか、その質こそを問わねばならないはずである。

アメリカのロースクールの特質は、ケースメソッド、またはソクラテスマソッドと呼ばれる授業方法にある。注目すべきは成績評価方法である。「学生への評価の際には、分析力・問題解決能力のほかに、自己の意見を説得力をもって論じ、さらに議論をリードしていく能力が重視される。教官はその日の授業ごとに学生の発言内容に応じて採点し、学期末にその点数をまとめて最終評価を行う。期末試験重視の成績評価では、試験までに準備ができればよいということになりかねない。ケースメソッドではあくまで、授業への貢献度を中心に採点することが原則である」(村上政博『法科大学院』中央公論新社、2003年、101頁)。これまでの法学部教員の多くは、期末試験の一発勝負だけの、つまり一夜漬けが通用する(あるいはカンニングを誘引する)成績評価方法を行い、受講生の学びの変容過程に無頓着であった。毎回の授

業ごとに学生の学力の伸びを確認することが求められることになれば、これまでの研究業績のみによる教員評価もおのずと、教育能力を不可欠の要素とするものに変わってくるはずである（渡邊正己「長崎大学における教員評価の実践と課題」『私学経営』348号、2004年2月、等参照）。

筆者はすでに、他の法学部専門科目「法思想史」でもMPを実施している。授業への集中力を高め、さらには受講生に質問をつけさせるためである。

「法思想史」では3時間連続の授業であるため、授業最後の10分近くを使い、授業内容の整理、とくに一番大切だと思ったところを書かせ、次に質問を書かせることを行っている。

学生は初めなかなか質問を書かないが、次の週に質問に対する回答をすると、だんだん質問を書くようになる。「裁判制度」では3回めの授業で、前2回に提出されたほとんど全部の質問に答えた。その結果、この回のメインの講義内容の時間が充分にとれず、授業アンケートの自由記述で学生からの非難が集中したほどである。

MPは、受講生各自が毎日の授業成果をはかり、参加したという気になるだけではなく、それを一部でも次回に教員が公表することは大きな意味を持つ。まわりの仲間がどんなことを考えているのかが分かるることは大切である。MPに基づいて質問に答える。その意義は質問した学生たちの満足だけにあるのではない。他の多数の受講生は、同じ内容の授業を聞きながら他の学生はこんな疑問を感じたのかと思いながら聞くことになる。自分ももっと深い質問がしたい、そのためにはもっと真剣に聽こう、そのような思いを受講生たちが抱くことになる。

受講生が200人を超えるような多人数講義の場合でも同様な取り組みは可能である。筆者は教養教育においてすでに5年以上にわたって試みてきた。その実績については青野透責任編集『文部科学省教育改善推進費に基づく授業報告書』（1998～2001年）にまとめた。

MPを変形させたようなカードで学生との双方向授業を試みることも含め

て、それぞれの講義に合わせた方法を考案すればよい。学生たちから教育全般、教え方、授業準備などについてたくさんの有益な意見を聞くことが出来ることは実行してみればはっきりと分かる。

MPはカリキュラム改革・大学改革への学生参加の一形態である。学生を授業の主体と考えることが肝要である。教員には受講生が学ぶ動機を発見させる義務がある。授業に参加する意欲を感じ始めた学生は、前向きに評価を行うようになる。受講者が大人数になる大講義授業では、概して教員側からの一方通行的な伝達に終始してしまう傾向があるが、MPの導入により、受講者の声が教員に届き、更にその声を次の授業時にフィードバックしていくことで擬似的ではあるが、コミュニケーションを成立させていく。こうして、MPでコミュニケーションと評価を同時に作りだすことが可能になる。

ついで、「裁判制度」授業では、プロジェクトの活用も行った。授業を展開する中で、「いかに学生に興味を持たせ、理解へ導くか」が最も重要でかつ難しい課題である。テレビ、携帯電話、パソコンなどマルチメディアの中で育った学生には、従来の黒板中心の授業ではアピールが難しくなってきており、教員の自己満足に終わらない学生主体の授業展開が求められている。

どの授業でも筆者は、学生の反応をみながら臨機応変に説明を追加したりする場合が多い。パワーポイントで作成されたコンテンツを使用し、話題を取捨選択しながら講義を作っていく。デジタルデータを保存し活用することによる準備時間の短縮が可能である。パワーポイントで作られたコンテンツは、学生が予習・復習用に利用するのに最適であり、また実際に、視覚に訴えるパソコン導入により、効率よく授業を進めることができている。

今まで筆者が個別にホームページ等で提供してきたWordやPowerPointで作成した教材や課題を、そのまま利用している。授業内容を事前にアップロードしておけば授業前に内容を確認する学生もいる。学生としては、万一授業中についていけなくなっても、後でコンテンツを利用して自分のペース

で復習することもできるので、結果的に脱落する学生を少なくする効果も期待できる。ちなみに著者は、教養的科目において、前の週の授業内容の簡単な復習さらに参考となる資料の提示を試みてきた。http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/aono/982_TiNoHouhou.htm 参照)

すでに、『法律時報』915号（2002年3月）は「情報技術革新と法科大学院教育」との特集を組んだ。IT革命は教育現場においても現実のものになりつつある。法科大学院の設立にあたり、ITがどのような役割・機能を果たしうるか、果たすべきかを探究し、その活用について問題提起するという特集であった。外国の法令判例についてはインターネットによるアクセスが極めて有効であり、日本でも裁判所による判例情報の公開が進んでいることも周知のとおりである。

筆者は移植医療関連の情報の集積を行ってきたが、そのほとんどはホームページに掲載し、また執筆論文も公開している (<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/aono/kodomokaranoisyoku.htm> 参照)。強力なコミュニケーション・ツールは法学教育にとっても極めて有効な道具である。低コストで広い範囲の人々に情報発信することができる。その可能性を取り入れた教育技法を教員が活用すれば、教育効果にも大きな成果が得られるのである。今後、教育機器の使用に関してFDの重要課題として改善を推進する必要があるといえよう（これについては、筆者が所属する大学教育開発・支援センターにおける主要な課題の一つであることを付記しておく）。

以上、法学部専門科目「裁判制度」で試みた授業内容と授業方法の改善を紹介した。「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年法律第134号）は第二条で、「法科大学院において」「理論的かつ実践的な教育を体系的に実践し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと」と規定している。こうした観点から実施される大学院での教育を含めた法学教育の改善に本稿が役立てば幸いである。

[資料] 受講生アンケート結果を示しておく。これは、筆者担当の第4回目の2003年11月26日に行ったもので、無記名での回答である（単位：人数）。

I 授業内容の理解度について

	よく理解できた できた	大よそ理解 できなかつた	ほとんど理解 できなかつた	まったく理解 できなかつた
第一回授業	20	167	37	8
第二回	25	175	29	8
第三回	26	166	35	9
第四回	92	137	5	7

II 授業方法について

1、プロジェクターの利用について

積極的に利用すべきである	そう思う	そう思わない
	140	99

2、ミニッツペーパーの活用について

(1) 自分で授業内容を簡潔にまとめることは

授業内容の整理に役立つ	そう思う	そう思わない
	188	57

(2) ミニッツペーパーの内容を次回講義の冒頭で紹介することは

他の受講生の意見が参考になる	そう思う	そう思わない
	212	32

前回の授業の復習になる

184	57
-----	----

(原稿提出2004年1月13日)